

入札手続きの緩和の試行について

契約検査課

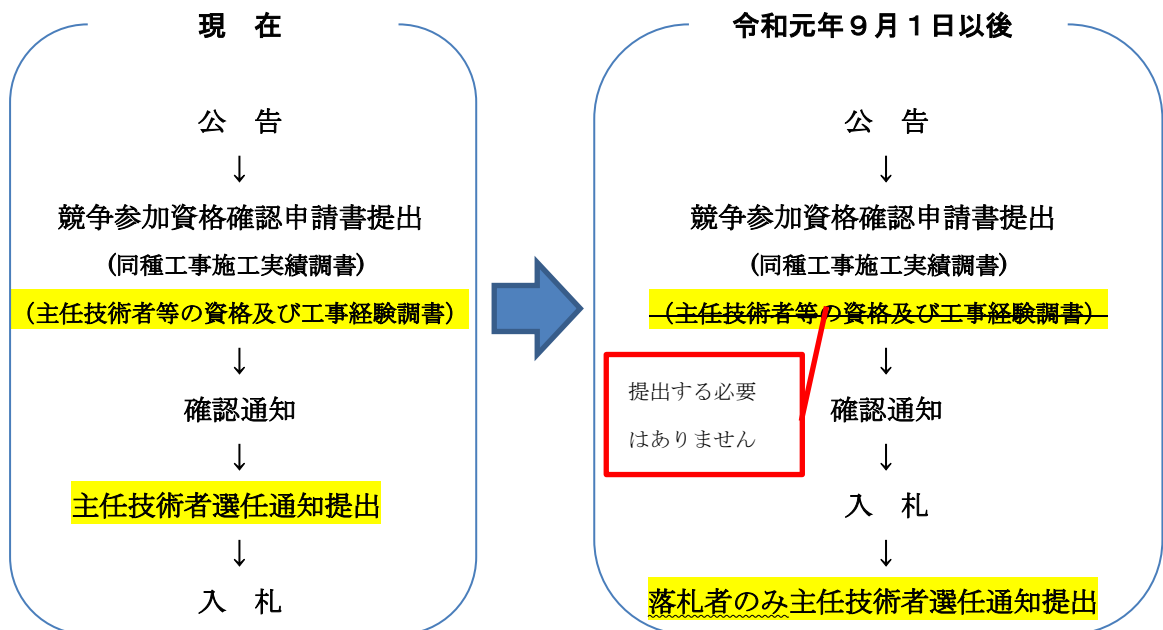
●入札手続きの緩和（一般競争入札及び指名競争入札）

令和元年9月1日以後に公告及び通知を行う工事の一部で、入札手続きの緩和を試行することとなりましたのでお知らせします。

これまで、建設工事の入札前に入札参加者全員から主任技術者の選任通知書を提出して頂いておりましたが、令和元年9月1日より、主任技術者の届出は、落札者のみ提出と致します。（専任の主任（監理）技術者が必要な工事及び特殊な工事は除く。）また、提出日は入札の翌開庁日までとします。

※ 落札後に主任技術者の配置ができない場合は、指名停止となりますので注意して入札に参加してください。心配な場合は契約検査課へお問い合わせください。

・一般競争入札の場合



・指名競争入札の場合

